

岐阜県地震災害警戒本部運営要綱

平成 30 年 4 月修正版

(趣旨)

第一条 この要綱は、岐阜県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員会議)

第二条 警戒本部に、本部員会議を置き、岐阜県地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）が必要に応じて招集する。

2 本部員会議は、本部長、岐阜県地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、警戒本部に係る事務の基本的事項について協議する。

(部等)

第三条 警戒本部に、部及び班を置き、その組織及び事務分掌にあつては、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和 37 年岐阜県規則第 89 号。以下「規則」という。）別表第二に掲げる組織及び事務分掌を準用するものとする。

(部長等)

第四条 前条の部に、部長及び副部長を置く。

2 前条の班に、班長及び副班長を置く。

3 部長及び副部長は、規則別表第二部長、副部長担当職欄に掲げる職にある者をもって充て、班長は、同表班長担当職欄に掲げる職にある者をもって充て、副班長は、あらかじめ班長が指名する者をもって充てる。

4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長の命を受け部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 班長は、班の所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、上司の命を受けその事務の処理に当たる。

7 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部室)

第五条 警戒本部の所掌事務を総括的に処理するため本部室を置く。本部室は、県庁 4 階災害対策本部スペースとする。

(災害情報集約センター)

第六条 警戒本部に、災害情報集約センターを置く。

2 災害情報集約センターにおいては、地震防災応急対策等についての各部及び別表第一に掲げる機関との連絡等に関する事務を処理する。

3 災害情報集約センターに、センター長を置く。

4 センター長は、危機管理政策課長をもって充てる。

(本部連絡員)

第六条の二 警戒本部に、本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、規則第四条の四第二項に掲げる者をもって充てる。

(支部)

第七条 地方における地震防災応急対策等に関する事務の円滑な処理を図るため、警戒本部に次の支部を置く。

東濃支部

2 支部の組織及び事務分掌にあつては、別に定める岐阜県災害対策本部東濃支部計画によるものとする。

(地方連絡部)

第八条 地震防災応急対策等に関し、国会、中央諸官庁及び中部地方の各官公署その他関係方面との連絡等事務の

円滑な処理を図るため、警戒本部に地方連絡部を置く。

- 2 地方連絡部の名称及び位置は、別表第二のとおりとし、同表に掲げる事務を分掌させる。
- 3 地方連絡部に、地方連絡部長を置く。
- 4 地方連絡部長は、別表第二部長担当職欄に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 5 地方連絡部長は、当該連絡部の所掌事務の処理に当たる。

(委任)

第九条 この要綱に定めるほか、警戒本部の組織運営に関し必要な事項は、各部及び各班の定めるところによる。

別表第一

連絡等を要する防災関係機関	
中部管区警察局 東海総合通信局 東海財務局岐阜財務事務所 東海北陸厚生局 岐阜労働局 東海農政局 中部森林管理局名古屋事務所 中部経済産業局 中部近畿産業保安監督部 中部運輸局 中部地方整備局 岐阜地方気象台 陸上自衛隊第35普通科連隊 中津川市 中津川市消防本部 東海旅客鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社岐阜支店 日本銀行名古屋支店 日本赤十字社岐阜県支部 日本放送協会岐阜放送局 中日本高速道路株式会社 中部電力株式会社岐阜支店 株式会社N T T ドコモ東海支社岐阜支店 日本郵便株式会社岐阜支店	一般社団法人岐阜県トラック協会 岐阜県土地改良事業団体連合会 名古屋鉄道株式会社 公益社団法人岐阜県バス協会 株式会社岐阜放送 一般社団法人共同通信社岐阜支局 一般社団法人岐阜県医師会 公益社団法人岐阜県歯科医師会 一般社団法人岐阜県病院協会 公益社団法人岐阜県看護協会 一般社団法人岐阜県薬剤師会 東邦ガス株式会社北部支店 一般社団法人岐阜県L Pガス協会 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 全岐阜県生活協同組合連合会 岐阜県水防協会 日本水道協会岐阜県支部 日本下水道協会岐阜県支部 岐阜県環境整備事業協同組合 一般社団法人岐阜県建設業協会 一般社団法人岐阜県警備業協会 岐阜県市長会 岐阜県町村会 岐阜県消防長会

別表第二

地方連絡部の組織及び事務分掌

地方連絡部名	位 置	部 長 担 当 職	事 務 分 掌
東京地方連絡部	東京事務所内	東京事務所長	1 地震防災応急対策等の国会、中央諸官庁その他関係方面との連絡に関する事。 2 地震防災応急対策等の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事。 3 関東方面における地震防災応急対策等用物資購入に当たってのあつせん等協力に関する事。 4 その他地震防災応急対策等関係の特に命ずる事項に関する事。